

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社B店の勤務を経て、○年○月から、C所在のD店に異動となり、E部門の販売業務の担当となった。その後、○年○月○日から、同店の○○などの販売業務を行う、F部門に配置転換となった。
- 2 請求人によると、全く経験のないF部門に配置転換となった上、○年○月に交代した店長からは話しかけてもらえず、達成困難なノルマを課され、F部門では業績が上がらないとして、短期間で元の部署に戻されるなどの出来事があり、その後、めまい、ふらつき、集中力の低下などの症状が出現したという。請求人は、同年○月○日、G医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、〇年〇月〇日には、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①全く経験のないF部門に配置転換となり、短期間のうちに、元のE部門に配置転換となった、②H店長が話しかけない、応援態勢を整えないなどの無視をし、I店長代理は、H店長着任後、よそよそしくなり、請求人のことを軽んじた、③F部門に配置転換後、同部門での売上目標に加え、〇〇についても達成困難な高い売上目標を賦課された、④顧客や取引先からの無理な注文を受けた、⑤業務に関連して違法行為を強要された、⑥重大な仕事上のミスをしたと主張するので、以下検討する。

(4) 前記(3)①について検討すると、Hは、要旨、「D店全体の売上げも考え、他の従業員にF部門の業務を経験してもらいたい考えもあり、請求人を、再びE部門に配置転換した。同配置転換後は、Eの売上げは伸びていった。」と述

べ、Iは、要旨、「請求人は、F部門の仕事が少し大変そうに見えたので、夏期のEの販売に力を入れなくてはならない時期となったことを機会に、請求人を、再びE部門に配置転換した。」と述べ、Jは、要旨、「請求人は、慣れない〇〇の業務に加え、〇〇の販売などの業務があり、大変だったと思う。業務としては、工務店の人と一緒に顧客先へ行き、希望する商品や工事内容を確認したり、変更の希望があればその都度対応しなければならない。〇年〇月頃から、請求人から、仕事が覚えられないとのメールやラインを受信するようになった。請求人は、順序立てて、計画どおり行っていく業務や細かい作業は向いていないと思う。」と述べ、Kは、要旨、「F部門の業務は、店舗での販売の方法とは全く違い、覚えることが多くて大変だった。請求人も大変だったと思う。」と述べている。これらの申述を総合すると、請求人は、対面販売を主とし、短時間で取引が終了する〇〇の販売担当から、取引開始から終了までに長く複雑なプロセスの必要なF部門の担当となったことで、「過去に経験した業務と全く異なる質の業務に従事することとなったため、配置転換後の業務に対応するのに多大な労力を要した」ないし「異例なほど重い責任が課された」ほど負荷とまではいえないものの、相当程度の業務による負荷が生じたことがうかがわれる。

そうすると、請求人に生じた出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみるべきところ、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

- (5) 前記(3)②について検討すると、Iは、要旨、「Hが、請求人を無視したことは、他の従業員からも聞いていない。Hは、誰に対しても同じような態度で接していた。」と述べ、Kは、要旨、「請求人が、Hと何かトラブルや嫌なことがあった話などは、他の従業員や請求人から直接聞いたことはない。」と述べている。一方、Jは、要旨、「Hは、仕事の流れをきっちり決めて、計画どおりする人とは話もしていたと思うが、売上げは上げるものの、仕事に波のある請求人とは性格が合わなかったと思う。Hとのことが、請求人がこのようなことになった理由の1つではないかと思った。」と述べており、請求人とH

とは、業務の進め方についての考え方が大きく異なり、周囲から客観的に認識されるような対立にまでは至らないものの、お互いに反りが合わず、ぎくしゃくしていたことがわかる。また、Iは、請求人の部下であるLを、請求人を通さずに直接叱責していることが認められるが、上位の役職者が、直属の上司を通さずに、問題のみられる従業員を直接叱責することは、客観的にはトラブルとはいえないものである。このほかの請求人の主張については、関係者からの聴取書等審査資料を精査しても、請求人の主張を裏付けるものを見いだすことができなかった。

そうすると、請求人に生じた出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみられるべきところ、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (6) 前記(3)③について検討すると、Hは、要旨、「F部門の担当者については、同部門の業務内容を踏まえて、高い目標額は設定しない。同目標はノルマではないが、目標なので、達成できなければ賞与や業績評価に影響する。」と述べ、Iは、要旨、「F部門の業務が滞らないよう、F部門で個人売上目標を高く設定することはしない。目標未達でも、Hや私は、請求人を含む従業員に対しては、厳しい言い方ではなく、次は別のやり方で仕事をした方がいいというようなことを話す。私が、請求人に、期待外れだったとか、思ったように結果が出ていない、などという言い方をすることはあり得ない。」と述べ、Jは、要旨、「請求人に課された〇〇のノルマの金額は、それほど高い設定の金額ではないと思うが、請求人がいた当時の、改装前で内装の古いD店では、達成困難であったと思う。請求人は、慣れないF部門の業務に加え、〇〇の販売など、苦しかったと思う。」と述べ、Kは、要旨、「個々人に対して毎月設定される売上目標は、頑張れば達成できる数値である。業績評価が直前の評価と同じか、下がったときは上司から指導されるが、叱責や罵倒はない。」と述べている。これらの申述を総合すると、請求人は、上司から目標達成に向け日常的に業務指導を受けていたものと推認されるが、達成を強く求められるようなノルマではなく、業績目標を示されたとみるのが相当である。

そうすると、請求人に生じた出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「達

成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみるべきところ、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (7) 前記(3)④について検討すると、Iは、要旨、「顧客から難題な注文を受けたりという話は、請求人からもJからも聞いたことはない。」と述べており、また、関係者からの聴取書等の審査資料を精査しても、請求人の主張を裏付けるものを見いだすことはできず、当審査会としては、請求人が、顧客からクレームを受けた事実があったと認めることはできない。
- (8) 前記(3)⑤について検討すると、Hは、空伝票の指示はあり得ない旨述べており、また、関係者からの聴取書等の審査資料を精査しても、請求人の主張を裏付けるものを見いだすことはできず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が、会社から、業務に関し、違法行為を強要された事実があったと認めることはできない。
- (9) 前記(3)⑥について検討すると、Jは、要旨、「請求人の述べる重大な仕事上のミスとは、〇年〇月頃、請求人が、大規模な〇〇工事を受注した事案のことだと思う。この事案は、なかなか工事の内容が決まらず、同年秋か冬頃に全てキャンセルとなり、D店としてはかなりの損失になった。」と述べているものの、キャンセルとなったのは、評価期間外の出来事であり、出来事として評価することはできない。このほか、関係者からの聴取書等の審査資料を精査しても、請求人の主張を裏付けるものを見いだすことはできず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が、会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした事実があったと認めることはできない。
- (10) なお、請求人は長時間労働もあった旨主張していることから、念のため労働時間についてみると、勤務記録簿を基礎として労働時間を算定した監督署長の労働時間集計表は、Hが、要旨、「タイムカード打刻後、ほぼ全員すぐに帰る。」と述べていること、終業時刻は午後10時を過ぎてしまうこともあったとするHの申述や午後9時になる場合もあったとする会社報告書の記載と整合していることから、当審査会もおおむね妥当と考えるところ、同集計表によれば、評価期間において、1か月の時間外労働時間が最も多いのは、発病前1か月の41時間16分である。

(11) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」であって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(12) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。